

### 3キュー子育てチケットのよくある質問(HP掲載用)

資料2-3

区分	番号	質問	回答
(1)対象者	1	「養育」の定義は。また、確認方法は。	まず生計を同一にしていることです。 住民票で同一世帯であることを確認しますが、学校の寮に入居している等で住民票が分かれている場合は、保護者の勤務先等から配付される給与支払報告書(自営業は確定申告書の写し)にて扶養に含まれていることを確認します。
	2	第3子以降の児童とはどのような子どもをいいますか。	第3子以降の児童とは「同居又は養育している児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの方)のうち、3人目以降の児童」のことです。 なお、チケットは第3子以降の児童の保護者で埼玉県に住所を有する者が交付対象となります。
	3	第3子以降の児童であることはどのように確認するのですか。	原則として、チケットの申請書に世帯全員が記載された住民票を添付してもらい、第3子以降の児童であることを確認します。
	4	子供が別居の場合、住所地要件としては日本に住所があることが必要ですか。	海外に居住していても養育していることが確認できれば、児童の数に含めることとします。
	5	双子や三つ子の場合はどうなるのでしょうか。	第3子以降の児童の人数分だけチケットを交付します。例えば双子が第2子と第3子であった場合は、第3子分(1人分)のみとなります。
	6	里親なので実の子供以外を養育しているのですが、申請できますか。	実の子どもでなくても、養育していることが確認できれば対象とします。
	7	上の子が施設預かり(児童相談所に保護されている等)になっている場合は申請できますか。	「子どもをしっかり育てたいという意欲と意思のある方を応援する」という考え方を基本として、個別に対応いたします。
	8	保護や他の親族が育てている場合等、親が育てていない場合は申請できますか。	「子どもをしっかり育てたいという意欲と意思のある方を応援する」という考え方を基本として、個別に対応いたします。

区分	番号	質問	回答
(2)申請及び受付	1	申請書はどこで入手できますか。	県のホームページ( <a href="http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html">http://www.pref.saitama.lg.jp/a0607/kuponn/top.html</a> )でダウンロードできるほか、市町村の市民課等の窓口でも配布しています。
	2	申請はどこで受け付けていますか。	埼玉県3キュー子育てチケット事務局(住所～)へ郵送でお送りください。県や市町村の窓口では申請は受け付けておりません。
	3	添付する住民票の有効期間はありますか。	3か月以内に取得したものをご提出ください。
	4	申請書を送付してから、実際にチケットが届くまでどのくらいの時間がかかりますか。	申請をいただいてから1か月程度での発送を予定しています。なお、発送は書留等配達記録が残るものとして、転送不可の取り扱いをします。
(3)利用方法	1	領収書に保護者名や第3子以降の児童名の記載は必要ですか。	保護者名または第3子以降の児童名の記載が原則として必要になります。
	2	子育てサービスを利用した際の領収書はいつ時点のものから対象ですか。	平成29年4月1日からのものが対象です。
	3	他の家族から譲ってもらったチケットを使用してもいいですか。	申請いただいた子育て世帯に対してのチケットですので、他の方が使用することはできません。
	4	利用対象は第3子以降の児童のみですか。兄弟姉妹で利用できるサービスはありますか。	第1子、第2子についても対象です。利用できるサービスについては、利用の手引きをご確認ください。
(4)サービスの内容	1	「保育施設における実費徴収分」の保育施設とはどんな施設ですか。	第3子以降の児童のみを利用対象とするもので、幼稚園、保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、認可外保育施設等です。
	2	公立保育所は対象となりますか。	保育料は対象となりませんが、実費徴収分については対象となります。その場合、集金袋の写しなどでも領収書の代わりとして利用可能です。
	3	県外の事業者の子育てサービスは対象になりますか。	県外の事業者も対象です。

区分	番号	質問	回答
	4	ファミリーサポートセンターは対象ですか。	対象です。その際には、センターで発行している「活動報告書」等に第3子以降の児童の名前や代金(おやつ代等)を記入してもらってください。
	5	紙おむつの購入用は対象になりますか。	紙おむつなど、物品の購入は対象となりません。
	6	地域で利用できるサービスがないのですが。	サービスは全県で利用可能です。保育施設における実費徴収分、地域子育て拠点以外で行われる親子ふれあいイベントや放課後児童クラブも利用対象としています。
	7	チケットを利用できる事業者はどこにありますか。	埼玉県のホームページに、「利用の手引き」を掲載しております(随時更新)。チケットを直接利用できない事業者であっても、対象となるサービスであれば、領収書をもっていただきチケットと領収書をお送りいただくことで、ご利用になった金額を後ほどお支払いします。
	8	「民間企業等が行う親子ふれあいイベントなど」とはどういったものことですか。	親子コンサートや、子ども向けのものが対象となります。領収書または親子両方の公演チケットの半券が必要となります。
	9	「県内施設の入場料を含む」とありますが、具体的にどのような施設が対象ですか。	県内の博物館、美術館等の社会教育施設を利用する場合は対象となります。遊園地・水族館・動物園等は対象になりません。
	10	対象サービスの「一時預かり」には、ショッピングモール等の中にある預かり施設(室内遊具内に親子で入場するもの)は含まれますか。	ショッピングモール内の託児所はチケットの対象となりますが、ご質問のような室内遊具の場合はレジャー施設に該当し、対象となりません。
	11	チケットの有効期限はいつまでですか。	平成29年度のチケットの有効期限は平成30年3月31日です。チケットでのお支払いは平成30年3月31日まで可能です。領収書での利用の場合はサービス利用日(領収書の日付)が平成30年3月31日までであることが必要です(その場合は5月31日までに換金申請を行ってください)。

区分	番号	質問	回答
(5)その他	1	チケット申請して2年目ですが、クーポンが利用できるのはいつからですか。	領収書の対象期間は4月1日からですが、新しいチケットの発送は準備ができしだいとなります。
	2	引越しをしたのですが、何か手続きは必要ですか。	登録内容変更届を埼玉県ホームページに掲載しておりますので、埼玉県3キュー子育てチケット事務局(住所～)へ提出してください。
	3	チケットを失くしてしまったのですが、再発行はしてもらえますか。	申し訳ありませんが、再発行はできません。